

令和 7 年度

危機管理マニュアル

東金市立西中学校

目次

○学校管理下における事故発生時の緊急体制及び事故報告

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.	1
○学校における危機管理とは・・・・・・・・ P.	4
○危険等発生時基本対応マニュアル・・・・・・・・ P.	5

1 学校管理下における主な危険への対応

(1) 不審者の侵入・・・・・・・・ P.	6
(2) 登下校中の交通事故・・・・・・・・ P.	8
(3) 授業中および部活動中の事故・・・・・・・・ P.	11
(4) 熱中症・・・・・・・・ P.	12
(5) 食物アレルギー（チェックシート・EIPの使い方含む） P.	15
(6) 校外活動中（宿泊活動含む）の事故・・・・・・・・ P.	18
(7) 火災の発生・・・・・・・・ P.	19
(8) 地震・津波の発生・・・・・・・・ P.	20
（南海トラフ地震臨時情報の発信／北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信） P.	25
(9) 感染症の発生・・・・・・・・ P.	31
(10) テロ・ミサイル（Jアラート）等・・・・・・・・ P.	34
(11) 台風・風水害の発生・・・・・・・・ P.	35
※緊急災害時生徒引き渡しマニュアル・・・・・・・・ P.	37

2 教職員の事故防止・・・・・・・・ P. 39

(1) 交通事故（飲酒運転、速度超過）・・・・・・・・ P.	40
(2) 体罰・・・・・・・・ P.	41
(3) 金銭等の管理・・・・・・・・ P.	42
(4) プライバシー保護と個人情報管理・・・・・・・・ P.	43
(5) 個人情報の管理・漏洩防止・・・・・・・・ P.	44
※USBメモリー持ち出しについて・・・・・・・・ P.	45
(6) セクシャル・ハラスメント・・・・・・・・ P.	47
(7) わいせつ・・・・・・・・ P.	48
(8) 公金及び学校徴収金等会計マニュアル・・・・・・・・ P.	50
(9) 教職員等による児童生徒性暴力等・・・・・・・・ P.	51

3 別冊

- (1) 東金市 小中学校避難収容所運営マニュアル
- (2) 東金市 風雪水害対応マニュアル
- (3) 東金市 徴収金マニュアル

学校管理下における事故発生時の緊急体制及び事故報告

学校は、生徒が常に安全な状況で生活できるように配慮しているが、日常生活の中で突然の事故（病気・けが等）は避けられない場合もある。

学校管理下での様々な事故や災害、特に急を要する事故が発生したときには、的確かつ迅速な対応ができるように教職員は日頃から心がけておかねばならない。

また、保護者に対して常に誠意を持って対応することが大切である。

いつ、どこで、どんなことが生じて、

冷静に、安全に、速やかに、適切な対応を目指す。

常に、最悪の状況を想定し、最悪の事態を考えて迅速に行動する。

学校管理下で生じた事故は、学校に責任があると考え、保護者に対応する。

保護者と良好な関係を維持するため、不用意な発言により信頼関係を損ねないように注意する。

※不用意ワード

- ・「大したことないと思います。すぐ治ると思います」・・・楽観
 - ・「いつも注意していたのにやったのです」・・・責任転嫁
 - ・「保険証は？かかりつけは？」・・・事務的
 - ・「学校はあなたの子どもだけを見ているわけではない！」・・・感情的
- 誠意ある対応と、優しい一言を心がける。**

1 病気・けが等への対応

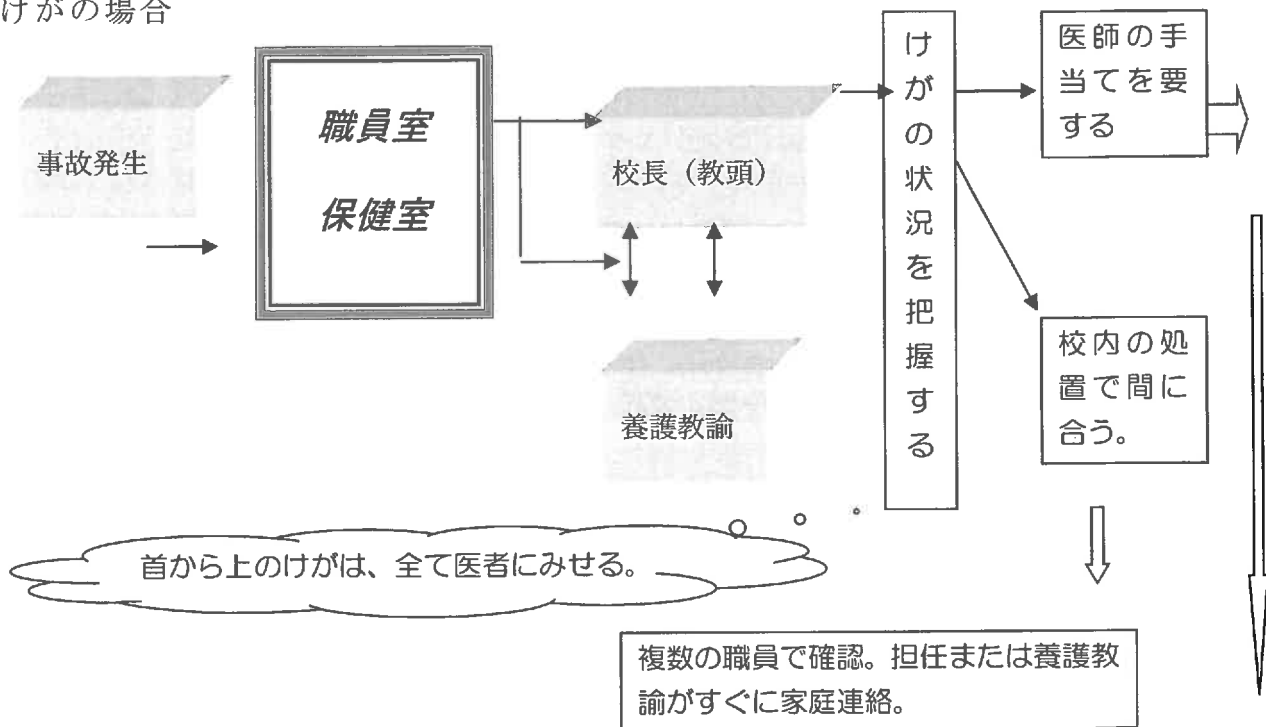
- (1) 意識不明・呼吸停止など深刻な状態ならば、その場で一番近くにいる職員が即座に応急処置をし、同時に養護教諭を呼び、AEDの準備を指示する。
呼吸の確保と人工呼吸を行い、その後AEDを使用する。
- (2) 首から上の部分に関わるけがは、その場から動かさず、全て医者に診せる。
- (3) 頭部や胸部、腹部の打撲の場合もその場から動かさず、しばらく様子を見てから次の処置を行う。
- (4) 患者が動かせるならば、保健室へ連れて行く。
- (5) 患者が動かせないならば、現場に養護教諭を呼ぶ。

2 保健室対応・病院対応・救急車対応

- (1) 保健室で処置できる状態の場合
 - ・保護者に連絡し、原因やけが等の状態をわかりやすく丁寧に説明する。
- (2) 病院で手当を受けなければならない場合
 - ・保護者に連絡し、かかりつけの病院の確認を行う。
 - ・病院に連絡し、受診可能か確認をする。
 - ・養護教諭か教職員が、患者が病院に行くまでの応急処置を行う。
 - ・患者の搬送は基本保護者とする。ただし、保護者が来校できない場合は、保護者に許可を得た上で、タクシー等で搬送する。その際には職員が同行する。

【基本的なパターン】

けがの場合



- | | |
|----------------|-----------------|
| ○応急処置・介護…………… | 養護教諭・教職員 |
| ○状況の判断・指示…………… | 校長・教頭・養護教諭・教務主任 |
| ○他の生徒の掌握…………… | 教職員 |

3 事故発生後の報告について

- (1) 報告者はできるだけ速やかに事故発生届により校長と養護教諭に報告する。
- (2) 報告者については、授業中は授業担当者、部活動指導中は部活動顧問、その他は学級担任を基本とする。
- (3) 管理職から市教育委員会へ報告する。

4 事故防止のために

- (1) 生徒に事故防止のための知識を習得・理解させる。
 - ・学級活動や日常生活の中、保健体育科の授業で実施。
- (2) 校内の環境・施設設備の安全点検の強化
 - ・施設設備委及び用具の安全点検簿による日常点検
点検は目で見、触れ、負荷をかけるなど、実際に動かして行う。
 - ・危険箇所の有無の確認（校舎内外、通学路等）

5 報道機関への対応

- (1) 報道機関からの取材要請への対応は、管理職が行う。
 - ・取材要請が来た場合は、管理職に窓口を一本化する。
取材要請内容を市教育委員会へ報告する。
 - ・取材前に、報道機関名、記者名、連絡先を確認。
 - ・未確認事項の即答は避け、被害者や保護者の意向を踏まえた客観的な事実のみ回答する。その際、生徒・保護者・教職員のプライバシーに配慮する。
 - ・学校敷地内での撮影要請には、生徒等への配慮から許可しない。

6 事故内容の記録と保存

- (1) 事故の概要と生徒や学校、関係機関の動きを時系列で整理
- (2) 学校からの連絡や対応状況、関係機関との連携
- (3) 報道機関への対応状況を記録

学校における危機管理とは

1 危機管理とは

事件や事故の発生に伴い生じるダメージを軽減し、組織の維持を図るための経営手段で、予防的対応と事件・事故への対応とに分けることができる。

2 危機管理の目的

- (1) 生徒の生命を守ることで、生徒と教師の人間関係をつなぎ止め、維持する。
- (2) 日常では予測のつかない異常な状態（心理）が組織的に発生した場合、これを収拾し組織の安全を冷静な状態に近づけること。
- (3) 危機発生の根本原因を追及し、組織運営を正常に戻す。

3 危機管理のプロセスと対応内容

- (1) 危機の認識…確認・調査・想定をし、いかなる問題として認識し定義するか
(事態を悪化させている要素は何かを明確にする)
- (2) 方針の確認と計画の作成…行動の原則確認、手段の選択、組織の編成等
- (3) 危機の処理…状況の変化に応じた対応
- (4) 終結の明確化…危機が去り、組織運営を正常に戻す
(危機発生の根本原因の追及等)

1 学校管理下における 主な危険への対応

1 不審者の侵入

(1) 不審者進入の防止体制

- ・学校敷地への進入は、校門のみとし、生徒の登下校時間以外は校門を閉めておく。
- ・学校敷地不在時は、チェーンロックを使用し施錠する。
- ・来校者の入口は、職員来賓玄関のみとし、自転車置き場掲示板付近及び校舎に案内板を掲示する。
- ・職員来賓玄関には、インターフォンを設置し、受付で来校者の確認をする。来校者には名簿に記録し、名札の着用を求める。

(2) 生徒の安全確保と不審者への対応

- ・不審者を発見した教職員は、付近に生徒がいる場合、不審者を刺激しないように避難の指示を出す。同時に生徒と不審者の間に入り、防御に努める。
- ・生徒がいない場合は電話で他の教職員に応援と、職員室への通報を求める。
- ・教職員は、手近にある物（椅子・机等）を使用し、不審者の移動を阻止する。
- ・複数の教職員で動くことを基本とし、警察が到着するまで不審者を阻止するとともに、速やかに学校敷地外へ追い出すようにする。また、生徒等に負傷者がいる場合は、安全確保後すぐに応急手当を行う。

(3) 関係機関への通報

- ・(2) と同時に、110番通報をする。
- ・負傷者がいる場合には、必要に応じて119番通報し、救急車を要請する。

(4) 教職員・校内生徒への対応

- ・職員室から、全校放送で緊急事態（不審者侵入）の発生を知らせる。
- ・不審者対応以外の教職員は、生徒を安全な場所に避難誘導するとともに、生徒の安全確認を行い、管理職に報告する。
- ・不審者の身柄確保等、安全が確認できた際には再度全校放送を入れる。

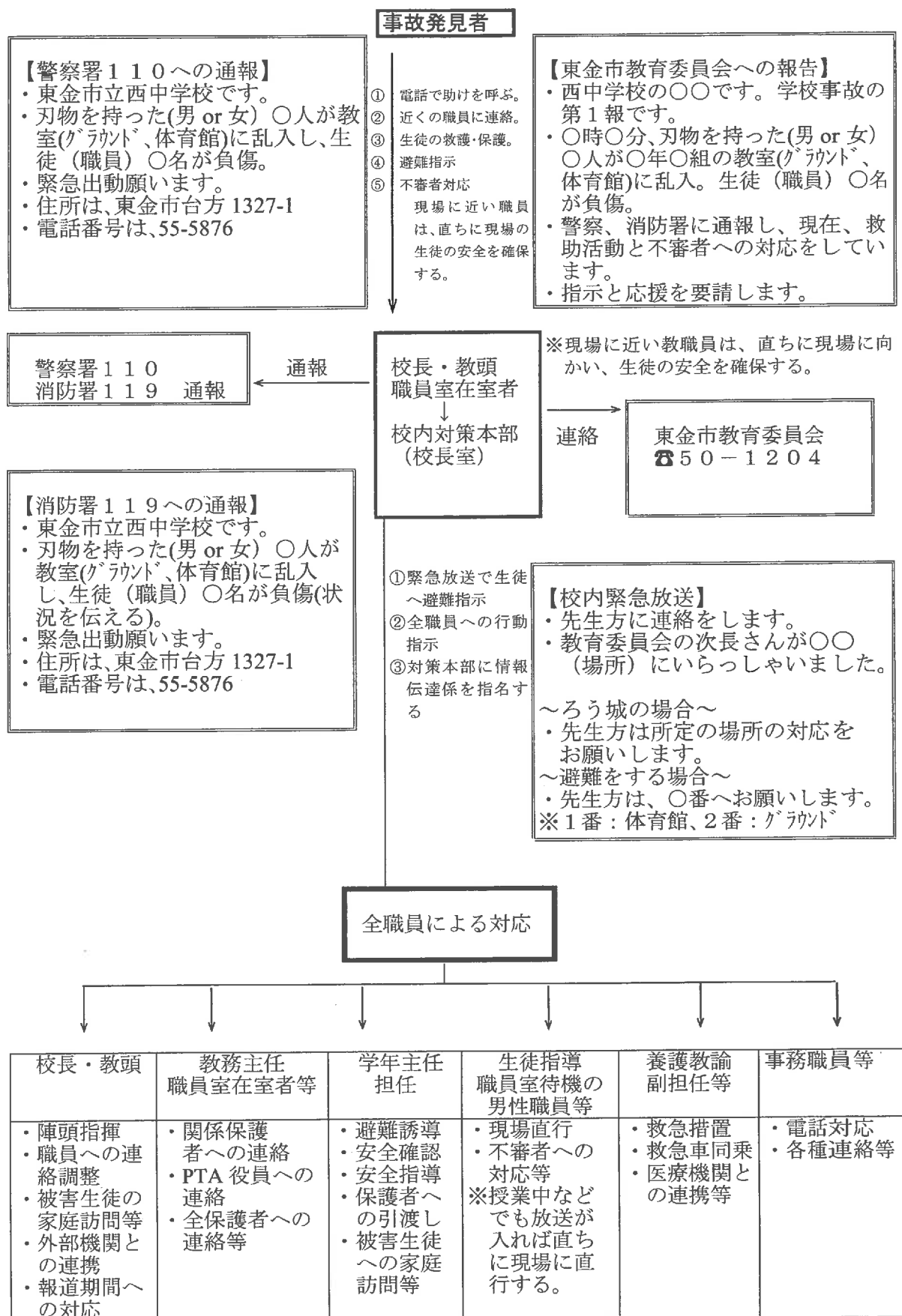
(5) 負傷した生徒等への対応

- ・養護教諭は他の教職員と協力して、負傷者の安全確保と救護を行う。
- ・負傷者を救急車で搬送する場合は、教職員が同乗し、病院に同行する。負傷者が多数発生した場合には、管理職と養護教諭が対応の指示を行う。
- ・担任（教職員）は、負傷した生徒の保護者に連絡し、負傷の状況や搬送先の病院名等を伝える。

(6) 事後の対応

- ・管理職は、市教育委員会に状況の報告を行う。
- ・PTA 会長に連絡し、事件の概要説明と保護者会等の開催について協議をする。
- ・負傷したり、事件を目撃したりした生徒等の心のケアに必要な支援を行う。
- ・報道機関からの取材に対しては、管理職に窓口を一本化する。

(6) 生徒の安全確保に関わる緊急対応マニュアル ～不審者の侵入～



2 登下校中の交通事故

(1) 事故情報の収集

- ・事故発生の第1報を受けた教職員は、当該生徒の状況（意識、呼吸、出血等）を確認し、併せて救急車の要請及び警察への通報の確認を行う。
- ・当該生徒の保護者に連絡し、事故の発生場所や状況、負傷の状況等を伝える。
- ・管理職は、複数の教職員を複数の車両により事故現場に派遣し、情報を収集。

(2) 事故現場での対応

【救急車が到着していない場合】

- ・教職員は事故現場で、負傷した生徒への応急手当（必要に応じて、AEDの手配や心肺蘇生法などの一次救命処置【次項参照】）をする。※119番通報を行った場合は、通信司令員の指示で）と必要であれば救急車を要請し、周囲に生徒がいる場合にはその安全確保を行う。
- ・負傷者が多数の場合は、近隣住民に支援を要請する。

【救急車が到着している場合】

- ・救急隊の指示に従い、医療機関に移動する際は、教職員が救急車に同乗する。
- ・保護者が救急車に同乗する場合には、別車両で病院へ移動する。

【救急車がすでに医療機関に出発した場合】

- ・教職員は学校に報告し、情報収集と現場に残された生徒の安全確保に努める。

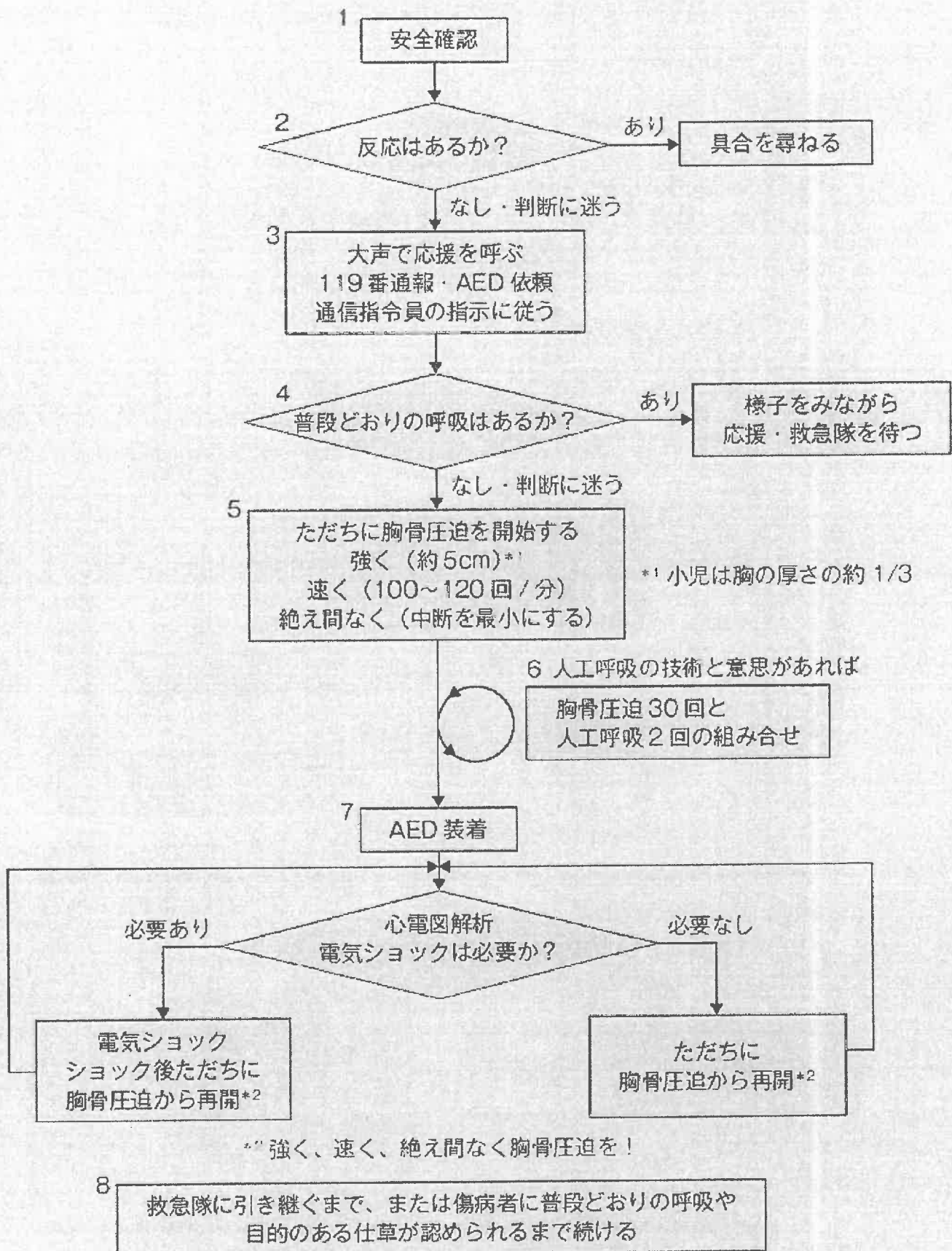
(3) 状況の把握と学校・保護者への連絡

- ・負傷した生徒に同行した教職員は、氏名や負傷の状況、搬送先の医療機関を確認し、学校に報告。報告された事項について、学校から保護者に随時連絡。
- ・必要であれば、現場の教職員は警察の現場検証に立ち会う。
- ・現場の教職員は状況に変化がなくても、学校には定期的に連絡をする。

(4) 事後の対応

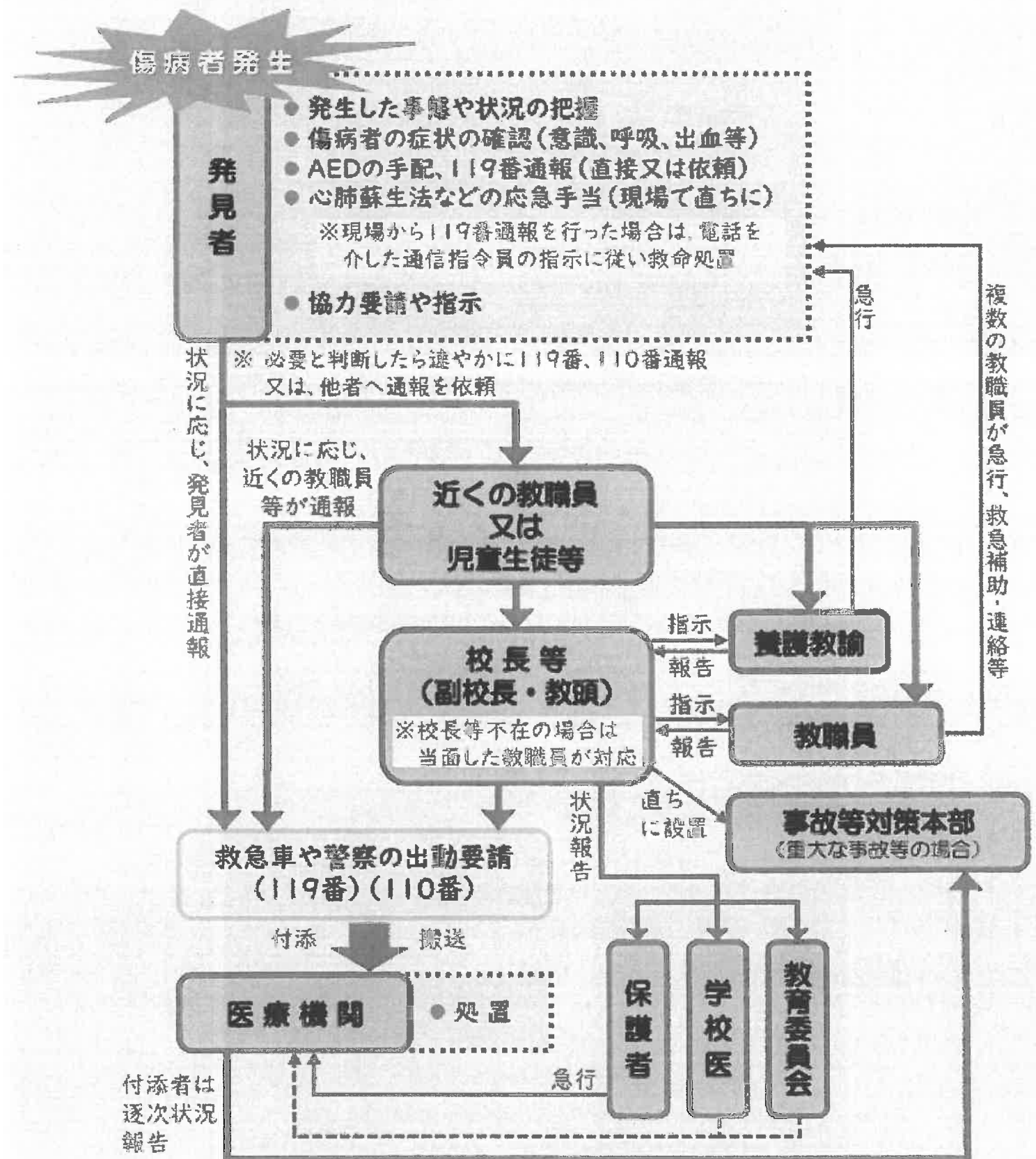
- ・管理職は事故の概要について市教育委員会に一報を入れる。
生徒のけがの状況、事故原因等詳細が分かり次第、続報を入れる。
- ・管理職は、担任と速やかに病院へ向かい、事故発生の状況等について保護者に説明。（病院での治療が終わっていたら、家庭訪問で保護者に説明を行う。）
- ・管理職は、事故を目撃した生徒等の様子を慎重に観察し、スクールカウンセラーやスーパーバイザーの支援等により、心のケアに当たる。
- ・全校、学年集会等を開き、事故の概要を説明後、命の大切さと交通安全についての指導を再度行う。

一次救命処置（BLS）の手順



（「JRC 蘇生ガイドライン 2020」より引用）

事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制



（「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」より引用）

3 授業中及び部活動中の事故

(1) 負傷者の容態の確認

- ・出血や意識、呼吸の有無等の状態を確認。
- ・緊急を要する場合は AED を使用し、養護教諭や他の教職員に連絡をし、応急手当の支援や救急車の派遣を要請する。
- ・救命措置は自発呼吸等の回復が見られるまで、または救急車が到着するまで継続して行う。

(2) 負傷者の応急措置及び搬送

- ・養護教諭は、他の教職員と協力して事故者の応急手当を行う。
- ・事故者が救急車で搬送される時は、教職員が同乗し、病院に同行する。
同行した教職員は、治療の結果等医師の診断内容を、管理職に報告。
- ・授業担当または部活動顧問は、事故に遭った生徒の保護者に連絡し、事故の状況や搬送先の病院名等を伝え、学校または病院への来訪を要請。

(3) 周辺生徒への対応

- ・授業担当または部活動顧問は、すぐに活動を中断し、周辺生徒の動揺や不安を取り除き、落ち着きを取り戻すように配慮・指示をする。

(4) 事後の対応

- ・管理職は、市教育委員会に状況報告を行う。
- ・管理職は、授業担当または部活動顧問と速やかに病院へ向かい、事故発生の状況等について保護者に説明をする。(病院での治療が終わっている場合でも、家庭訪問により保護者説明を行う。)
- ・管理職は、事故を目撃した生徒等の様子を慎重に観察し、スクールカウンセラーやスーパーバイザーの支援等により、心のケアに当たる。
- ・報道機関からの取材に対しては、管理職に窓口を一本化する。未確認事項の即答は避け、被害者や保護者の意向を踏まえた客観的な事実のみ回答する。
その際、生徒・保護者・教職員のプライバシーに配慮する。
- ・管理職は、事故発生時の状況等について、市教育委員会に事故報告をし、今後の再発防止に取り組む。

4 熱中症

(1) 熱中症予防の原則

- ①運動条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと。
 - ・暑さ指数（WBGT）を活用する。（別紙：「表2－2暑さ指数（気温）ごとの教員の判断や行動の目安」参照）。
 - ・直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツ、作業は避ける。
 - ・屋内外にかかわらず、長時間の練習や作業は、こまめに水分（0.1%～0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク等）を補給し、適宜休憩を取る。また、終了後の水分補給の指示を行う。
 - ②暑さに徐々に慣らししていくこと
 - ・梅雨明けなど急な暑い日は、体が暑さに慣れていないことから熱中症の発生が高くなることを理解し、暑さに慣れるまでは、短時間や軽めの運動から始めるなど、徐々に暑さに慣らすよう配慮する。
 - ③個人の条件を考慮すること
 - ・授業の前後に健康観察を行う。
 - ・生徒の運動技能や体力の実態、疲労の状態を把握するように努め、異常がられたら、速やかに必要な措置（運動の中止や休憩、水分補給等）を取る。
 - ・肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人、体調の悪い人は熱中症を起こしやすいことを理解し、個別の配慮を行う。
 - ④服装に気を付けること
 - ・屋外で運動やスポーツ、作業を行うときは、直射日光を避けるため帽子の着用を推奨する。
 - ⑤具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること
 - ・生徒が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理はさせないようにする。
- ※「文部科学省熱中症関連情報」及び「独立行政法人日本スポーツセンターパンフレット熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」より一部抜粋

(2) 熱中症警戒アラートと熱中症特別警戒アラート

- ①アラートが発報された場合、警戒の時間帯は屋外での活動を原則中止とする。
- ②活動場所のWBGTが31℃以上の場合は運動を禁止する。

(3) 熱中症を疑ったときには

- ①涼しい環境への避難

- ・風通しのよい日陰や、できればエアコンが効いている室内等へ避難させる。

②脱衣と冷却

- ・衣服を脱がせたり、きついベルトやネクタイ、下着等をゆるめたり、風通しを良くする。その際、プライバシーや同性職員が対応する等、十分配慮する。
- ・露出させた皮膚に濡らしたタオルやハンカチをあて、うちわや扇風機等で扇ぐことにより体を冷やす。場合によっては、服や下着の上から少しずつ冷やした水をかけてもよい。
- ・救急車を要請する場合であっても、その到着前から冷却をしておくことが重要であることから、体温の冷却はできるだけ早く行う。

③水分・塩分の補給

- ・冷たい飲み物により、胃の表面から体の熱を奪わせるため、冷たい飲み物を自分で飲ませる。大量の発汗があった場合には、汗で失われた塩分も適切に補うため、経口補水液やスポーツドリンク等または食塩水（水1Lに1～2gの食塩）を飲ませることが望ましい。
- ・応答が明瞭で、意識がはっきりしている場合は、冷やした水分を飲ませる。
- ・「呼びかけや刺激に対する反応がおかしい」、「答えが無い（意識障害がある）」時には、誤って水分が気道に流れ込む可能性があるため、しっかりと確認をする。また「吐き気がある」ないし「吐く」という症状がある場合は、すでに胃腸の働きが鈍っていることから、水分を飲ませる行為は危険であり、すぐに、病院での点滴が必要である。
- ・自力で水分の摂取ができないときは、塩分を含め点滴で補う必要があるため、緊急で医療機関に搬送する。

表 2-2 暑さ指数（気温）ごとの教員の判断や行動の目安

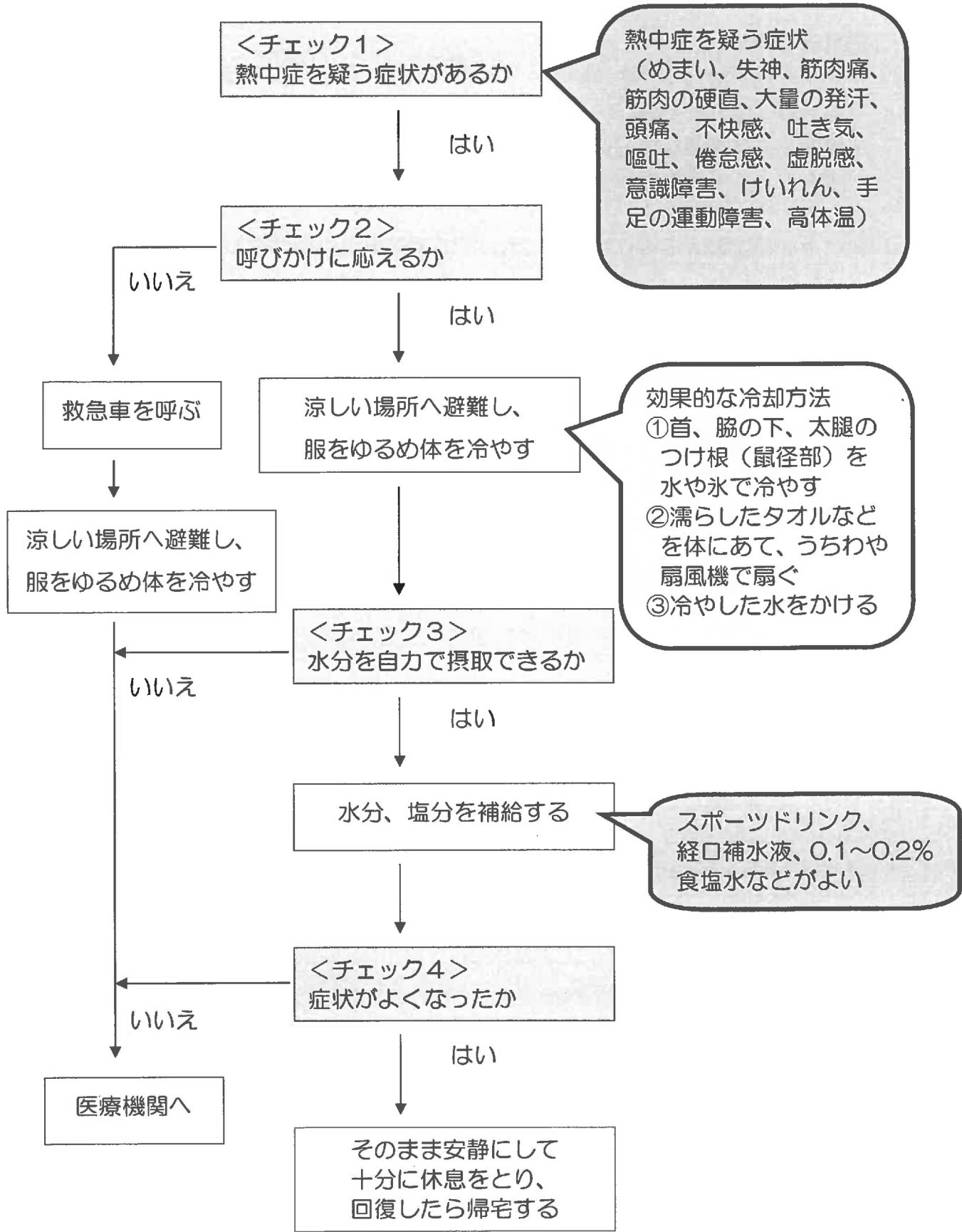
暑さ指数	気温	乾燥度	分類	管理職	学校行事等の責任者	担当者 (学級担任、教科担任、部活動顧問等)
31	27	35	ア 屋内外で身体を動かす活動 (体育祭、球技大会、校外活動合宿、運動部活動、体育授業等)	○原則中止（休止、延期、プログラム変更等を含む）を検討し、指示 (体育授業は、活動場所及び内容の変更)	①生徒等の健康状態の情報収集 ②会場の環境状態の把握 ③行事等の中止について管理職に判断を仰ぐ	①活動の一旦休止を指示 ②生徒等の健康状態の把握 ③会場の環境状態の確認 ④学校行事等の責任者に報告
			イ 屋内の活動 (始業式、終業式、全校集会、講演会等)	○原則実施形式の変更もしくは中止を検討し、指示 (例)放送等による教室での視聴	①生徒等の健康状態の把握 ②会場の環境状態の把握 ③実施形式の変更もしくは中止について管理職に判断を仰ぐ	
28	24	31	ア 屋内外で身体を動かす活動 イ 屋内の活動	○原則活動時間の短縮等（環境の変化※）を含む）を検討し適宜必要な指示	①生徒等の健康状態の情報収集 ②会場の環境状態の把握 ③活動時間の短縮等について管理職に判断を仰ぐ	①生徒への体調把握・管理を指示 ②生徒等の健康状態の観察 ③会場の環境状態の確認 ④学校行事等の責任者に報告
25	21	28				
21	18	24	ア 屋内外で身体を動かす活動 イ 屋内の活動	○状況把握に努め適宜必要な指示	①暑さにより体調不良の生徒等がいれば、状況を把握 ②会場の環境状態の把握 ③状況を管理職に伝える	①生徒への体調把握・管理を指示 ②生徒等の健康状態の観察 ③会場の環境状態の確認 ④学校行事等の責任者に報告

※①～④は対応の順番

※環境の変化の例

- ・スプリンクラーの活用等により、グラウンドの温度を下げる。
- ・プールの水温が高い場合は、オーバーフローを行う等、水温を下げる。

出典：神奈川県教育委員会 神奈川県学校熱中症予防ガイドライン 2019

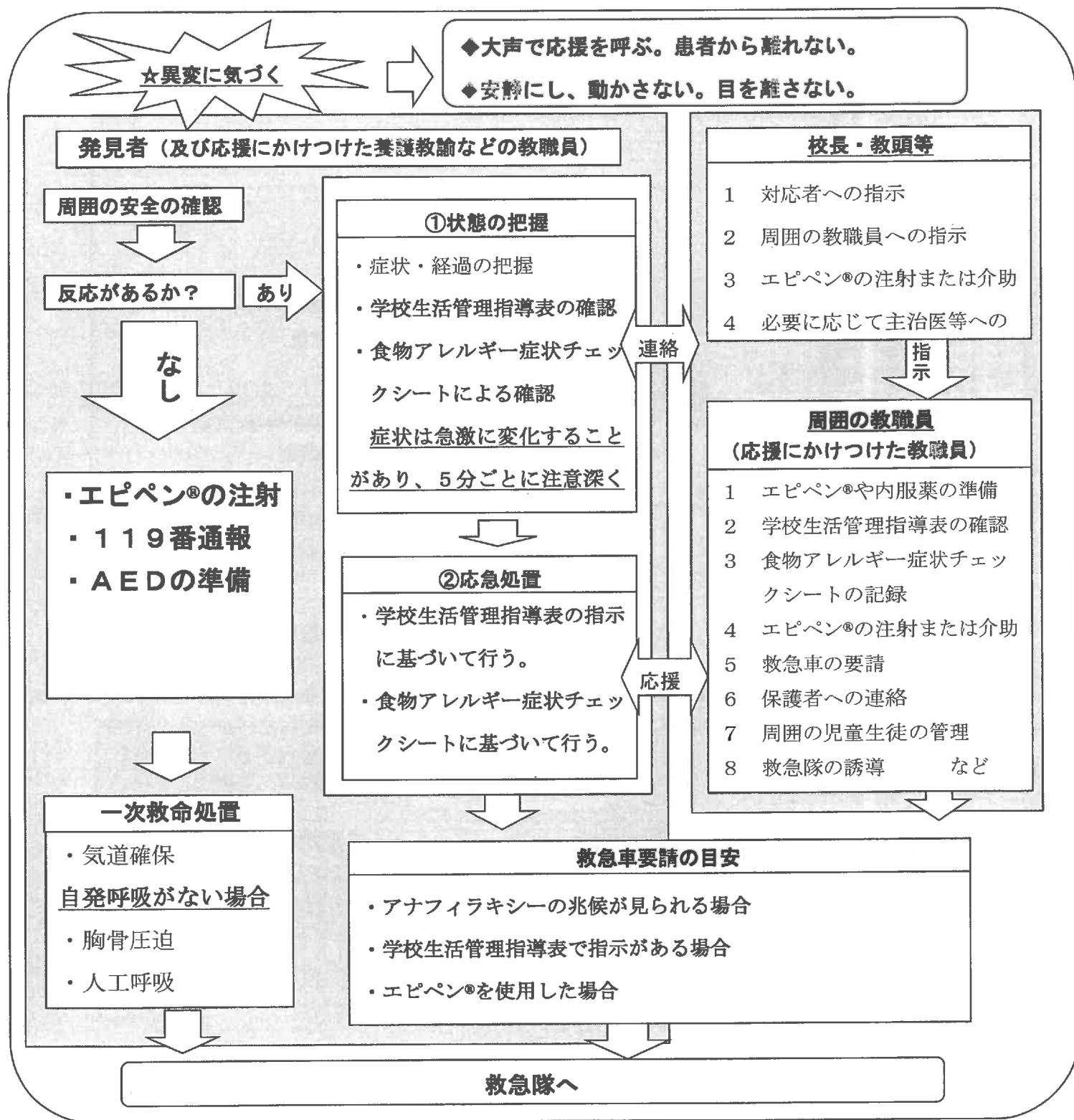


環境省：熱中症環境保健マニュアルより引用・改変

5 食物アレルギー

(1) アナフィラキシー症状・危機管理マニュアル

アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあります。
教職員の誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるように全員が情報を共有し、常に準備をしておく必要があります。



※千葉県教育委員会「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」より
 （千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課のホームページにも掲載中）

食物アレルギー症状チェックシート

□観察開始(時 分) □薬の服用(時 分) □エピペンの注射(時 分)

	グレード3	グレード2	グレード1
全身	☐ ぐったり ☐ 意識もうろう ☐ 尿や便を漏らす ☐ 脈が触れにくいまたは不規則 ☐ 唇や爪が青白い	◇症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに注意深く症状を観察する。	
呼吸器	☐ のどや胸が締め付けられる ☐ 声がかすれる ☐ 息がしにくい ☐ 持続する強い咳き込み ☐ 犬が吠えるような咳 ☐ ゼーゼーする呼吸	☐ 数回の軽い咳	
消化器	☐ 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み ☐ 繰り返して吐き続ける	☐ 明らかな腹痛 ☐ 複数回の嘔吐 ☐ 複数回の下痢	☐ 我慢できる弱い腹痛 ☐ 吐き気
目 口 鼻 顔	グレード3の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を注射する。		
皮膚		☐ 顔全体の腫れ ☐ まぶたの腫れ	☐ 目のかゆみ、充血 ☐ 唇の腫れ ☐ 口のかゆみ、違和感 ☐ 喉のかゆみ、違和感 ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり
		☐ 強いかゆみ ☐ 全身性の赤み ☐ 全身のじんましん	☐ 軽度のかゆみ ☐ 部分的な赤み ☐ 数個のじんましん
上の症状が1つでもあれば以下の対応を行う。		上の症状が1つでもあれば以下の対応を行う。	
対 応	☐ エピペン®の注射 (迷ったらエピペン®の注射) ☐ 救急車の要請 ☐ 内服薬の使用 (反応がなく、呼吸がなければ) ☐ 胸骨圧迫 ☐ 人工呼吸 ☐ AED実施	☐ 内服薬の使用 ☐ エピペン®の準備 ☐ 医療機関の受診 (迷ったら救急車要請) ☐ グレード3の症状の有無を注意深く観察し、1つでもあてはまる場合はエピペン®を使用する。	☐ 安静にして経過観察 ☐ 内服薬の使用 ☐ 医療機関の受診

「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」(東京都健康安全研究センター)より改変

エピペン®の使い方【エピペン®の使用手順】

①オレンジ色の先端を下に向け、
エピペン®を利き手でしっかり握る。



②もう片方の手で青色の安全キャップを外す。



③太ももの前外側に垂直になるように
オレンジ色の先端をあてる。



④パチンと音がするまで
強く押し付け、数秒間待つ。
「1、2、3、4、5」

振りおろして
使わない



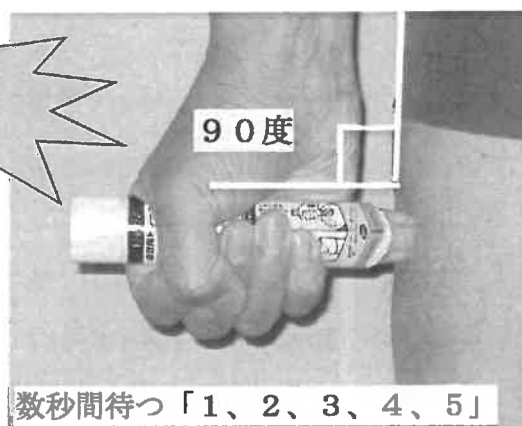
⑤垂直に引き抜き、オレンジ色が伸びていれば
完了。伸びていない場合は再度①②③④を行
う。



⑥注射した部位を10秒間マッサージする。



⑦使用済みのエピペン®は、オレンジ色側から
ケースに戻し、使用後は救急隊に渡す。



緊急の場合には、
衣服の上からでも注射できる。

エピペン®は、本人、もしくは保護者が自ら注射する
目的で作られたものです。

しかし、エピペン®が手元にありながら、症状によっ
ては児童生徒が自己注射できない場合も考えられま
す。

救命の現場に居合わせた教職員が、エピペン®を自ら
注射できない状況にある児童生徒に代わって注射する
ことは、医師法違反になりません。

人命救助の観点から、緊急時に備えて教職員の誰も
がエピペン®を使用できるようにしておくことが大切
です。



6 校外学習中（宿泊活動を含む）の事故

（１）負傷者の容態の確認と迅速な連絡

- ・出血や意識、呼吸の有無等の状態を確認。
- ・緊急を要する場合、AED が確保できる場合には使用し、養護教諭や他の教職員の応援を要請。応急処置の手伝いや救急車の派遣を要請する。
- ・救命措置は自発呼吸等の回復が見られるまで、または救急車が到着するまで継続して行う。



- ・救命措置と同時に、引率責任者（管理職）に事故の発生を報告
- ・引率責任者（管理職）は学校に状況を報告し、学校から負傷者の保護者に連絡をする。同時に、市教育委員会に報告し、指示を受ける。

（２）同行生徒等へのケア

- ・教職員は残された生徒の安全を確保し、事後の行動について引率責任者（管理職）の指示により決定する。
- ・管理職は、事故を目撃した生徒等の様子を慎重に観察し、教職員にできる限りの心のケアを行うように指示する。

（３）日程等の変更

- ・引率責任者（管理職）は、日程の変更等について検討し、対応策を決定する。
- ・定期的に経過を、学校と市教育委員会に報告する。
- ・学校から保護者に経過を連絡する。

（４）事後の対応

- ・負傷者の完治までは、保護者と定期的に連絡を取り、丁寧に対応する。
- ・関係機関への連絡と御礼、場合によっては謝罪を行う。
- ・引率責任者（管理職）は事故報告書を市教育委員会に提出。

（５）再発防止

- ・実施後、反省を踏まえ、再発防止や事後の対応についての経過の検証を行う。
- ・関係機関や保護者との対応について、細かく記録を取り、対応についての検証を行う。

7 火災の発生

(1) 初期対応

- ・初期消火活動とともに、生徒の安全の確保を行う。
- ・119番通報し、消防署に連絡。
- ・管理職（職員室にいる教職員）は火災発生の状況確認後、避難経路及び避難場所の決定をする。
- ・緊急車両の進入路の確保を行う。

(2) 避難指示及び生徒の誘導

- ・避難経路及び避難場所を緊急放送で指示。校内放送が使用できない場合には、拡声器等により指示をする。
- ・職員室にいた学年職員が、出席簿を持って避難場所に移動する。
- ・重要書類について、下記を参考に搬出する。
 - ①指導要録 ②学校沿革史 ③卒業証書授与台帳 ④学校日誌
 - ⑤休暇処理簿 ⑥職員出勤簿 ⑦保健日誌 ⑧健康診断票 ⑨給与関係書類
 - ⑩職員履歴書 ⑪備品台帳 ⑫関係領収書

(3) 避難場所での対応

- ・担任は生徒の点呼確認及び、負傷者の状況を確認し、管理職に報告。
- ・生徒の不明者がいる場合、管理職の指示により搜索活動を行う。
- ・生徒の負傷の程度に応じて、応急処置及び救急車の要請を行う。
- ・負傷した生徒の保護者に、負傷の程度や搬送された医療機関名等を連絡する。

(4) 事後の対応

- ・被害状況を集約し、管理職が市教育委員会に報告。必要に応じて支援を要請。
- ・報道機関からの取材に対しては、管理職に窓口を一本化する。未確認事項の即答は避け、被害者や保護者の意向を踏まえた客観的な事実のみ回答する。
その際、生徒・保護者・教職員のプライバシーに配慮する。
- ・管理職は、生徒等の様子を慎重に観察し、スクールカウンセラーやスーパーバイザーの支援等により、心のケアに当たる。

8 地震・津波の発生

(1) 初期避難の指示

- ・強い揺れを感じた場合や緊急地震速報が出された場合、職員室にいる教職員が校内放送を使い、直ちに初期避難の指示をする。

「緊急地震速報が入りました。直ちに机の下にもぐり、頭部を保護しなさい」等、安全確保のための具体的な指示をする。

(2) 初期避難

- ・教職員は、生徒の活動場所での安全確保を具体的に指示する。(ヘルメットによる頭部の保護、転倒の危険物(ロッカーやガラス等)からの避難等)

↓

- ・物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所への移動を指示。
- ・教職員は生徒の避難路を確保する。(出入り口の開放等)
- ・火気を使用している場合は、揺れが収まったらすぐに消火する。ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜く。

(3) 避難指示及び生徒等の誘導

管理職(不在の場合は職員室にいる教職員)

- ・揺れが収まったら、校内の状況を可能な限り正確に把握し、負傷者の救護や避難の方法を決定する。
- ・同時に避難経路と避難場所の安全性を確認後、校内放送等で避難指示を行う。
- ・テレビ、ラジオ、インターネット等の報道により、地域における被害状況や津波の発生の有無を確認する。

授業担当者

- ・揺れが収まったら、負傷者の確認を行う。負傷者がいたらすぐに救護を行う。
- ・放送による指示に従い、生徒等を避難誘導する。避難経路の安全に留意する。
- ・生徒に落ち着いて行動するよう声をかけ、パニックを起こさせない。

授業担当者以外

- ・分担し避難経路や避難場所において、誘導と安全確保に努める。
- ・校内放送が使えない場合、拡声器等で各教室に避難指示を伝える。
- ・校舎内等の逃げ遅れた生徒への対応を行う。
- ・負傷者がいた時は、養護教諭と協力して救護に当たる。

(4) 避難場所での対応

- ・学級担任は、速やかに学級の人員を確認し、負傷の状況等も併せて学年主任に報告。学年主任は管理職に報告する。不明者がいる場合、教職員は管理職の指示で安全に留意しながら捜索に当たる。
- ・学級担任は、負傷した生徒の保護者に連絡し、負傷状況や搬送先の病院名等を伝える。
- ・管理職は、生徒等の負傷の程度に応じ、救急車を要請する。また負傷者が複数いる場合には、養護教諭を中心に救護体制を指示する。
- ・管理職は、生徒の負傷状況や搬送先の病院名等の情報を集約する。

(5) 校舎の倒壊等がある場合

- ・地震により校舎の倒壊や学校施設の破損等がある場合、安全な避難場所にとどまる。管理職は、被害状況を確認し、事後の対応を指示する。

(6) 生徒の保護者引き渡しが必要な場合

- ・当該地震による震度が東金市において5強以上だった場合、または管理職が学校での安全が確保できないと判断した場合に、保護者引き渡しを行う。
- ・管理職は、メール配信により保護者引き渡しを連絡する。
- ・保護者引き渡しに当たり、保護者と連絡が取れない生徒については、学校に待機させるようにし、一人で帰宅させない。
- ・メール配信が使用できない場合には、市教育委員会と協議し、対応を決定する。

(7) 津波警報・注意報が発令された場合

- ・地震による校舎の倒壊の恐れがない場合、直ちに教室棟の4階へ避難する。
1年・2年及び6・7組は音楽室。3年は視聴覚室。
- ・校舎が倒壊する恐れがあるときは、日吉台方面に向かって走って逃げる。その後は、北中に集合する。
- ・警報や注意報の発令中は、下校させない。保護者が迎えに来た場合でも、帰宅させず一緒に避難してもらうように要請する。

(8) 事後の対応

- ・管理職は、被害状況等を市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて支援の要請を行う。
- ・管理職は、教職員に校舎内外の施設設備の点検を指示し、学校全体の安全確認に努める。必要に応じて、立ち入り禁止区域を設けるなどし、安全確保に努める。
- ・管理職は、教職員に速やかに地域の被害状況について情報を収集させ、それを集約する。
- ・通学路の安全状況や交通機関の運行状況について確認する。
- ・事後の学校再開や授業開始については、被害状況や余震の影響、警報や注意報等から総合的に判断する。その際には、市教育委員会や関係機関、PTA 役員等で協議をする。
- ・生徒の心のケアに努め、必要に応じてスクールカウンセラーやスーパーバイザーの派遣を要請し、対応する。

(9) 巨大地震の後発地震に関する情報発信時における対応

- ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）」及び「北海道・三陸沖後発地震注意情報」における対応については、別紙1及び2（県教育委員会通知）による。

南海トラフ地震臨時情報の発信

南海トラフの西側でM8.1の地震が発生して、南海トラフ地震臨時情報が発信された。

1 南海トラフ地震臨時情報について

M6.8以上の地震が発生した場合やプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が発生した場合、それらに対する調査を開始し、地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された際には、以下の3つのケースに応じた臨時情報が発信される。

(1) 半割れ（大規模地震M8.0以上）

南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

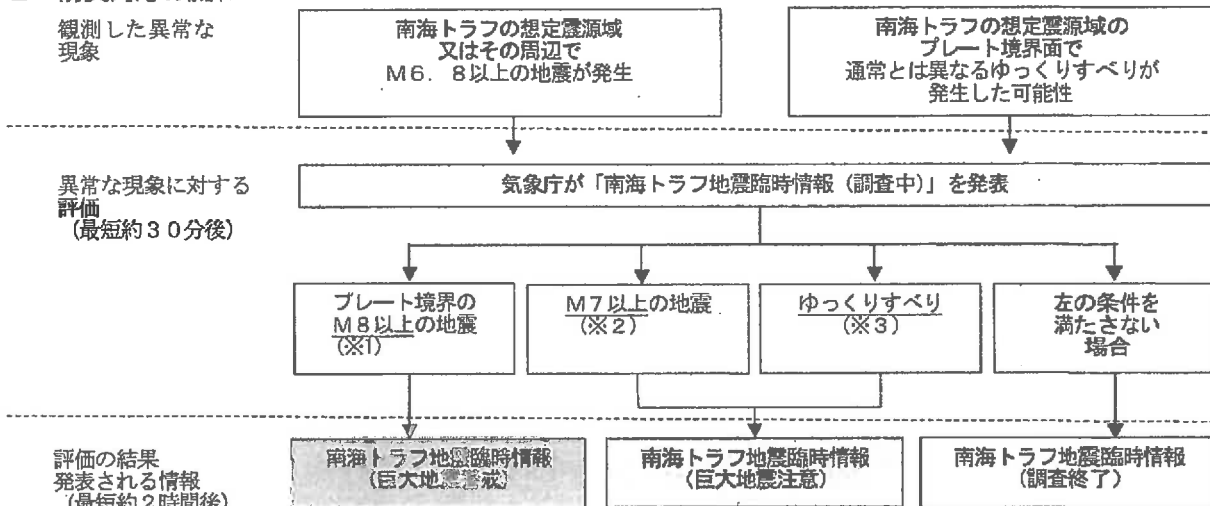
(2) 一部割れ（前震可能性地震M7.0以上8.0未満）

南海トラフの想定震源域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合（半割れケースの場合を除く）

(3) ゆっくりすべり

ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

2 防災対応の流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

	プレート境界のM6以上の地震 (半島部ケース)	M7以上の地震 (一部半島部ケース)	いつくすりすべり (いつくすりすべりケース)
発生直後	●個々の状況に応じて避難等の防災対策を準備・開始		●今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応
1週間			
2週間	巨大地震注意対応 (必要に応じて避難を自主的に実施)	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで 大規模地震発生まで	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

(1) 巨大地震警戒対応

- ・平時からの地震への備えを再確認する等
- ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難（高齢者等事前避難対象地域）
- ・地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域（住民事前避難対象地域）の住民は避難

(2) 巨大地震注意対応

- ・平時からの地震への備えを再確認する等

3 発信時の対応ポイント

基本的な考え

- ・地震発生の可能性と防災対応の実施による学校生活・日常生活等への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方が重要である。
- ・学校生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要である。
- ・対応を検討する学校は、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「対策推進地域」という。）に立地する学校を基本とする。ただし、対策推進地域以外でも地震や津波による被害が及ぶ場合や、他の市町村から避難してくる人がいるなど想定外の対応が必要となる場合があることから、教育委員会や防災部局と連絡を密にして対応する必要がある。なお、対策推進地域のうち津波浸水想定において水深30cm以上の浸水が想定される区域に立地する学校は、市町村長が指定する「南海トラフ地震防災対策計画」を作成する必要がある。
- ・最初の地震発生後、最も警戒する期間は1週間を基本とする。

本県の対策推進地域

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町

本県の住民事前避難対象地域

※令和4年12月時点

館山市（船形、那古、北条、館山、西岬、旧神戸、旧富崎小学校区の指定されている地区）

情報発信時の学校の対応

- ・教育委員会及び防災部局と連絡を密にとり、後発地震の発生に備える。
- ・児童生徒に対して「平時からの地震への備え」や「情報発信された場合の防災対応」の再確認を、各教科、特別活動及び総合的な学習（探究）の時間等で指導するとともに、保護者に対しても周知する。

情報発信された場合の防災対応

（１）南海トラフ地震臨時情報（調査中）

- ・個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始する。
- ・今後の情報に注意

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

- ・平時からの地震への備えを再確認する等
- ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難する。
- ・地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難する。

「巨大地震警戒対応」開始からの通常の生活までの住民の地域別対応

	南海トラフ地震防災対策推進地域		
	事前避難対象地域		
		高齢者等事前避難対象地域	住民事前避難対象地域
最初の地震発生から １週間	社会状況を踏まえて平時からの地震への備えを再確認等	要配慮者のみ避難	全住民が避難
地震発生後１週間から ２週間	平時からの地震への備えを再確認等	平時からの地震への備えを再確認等	平時からの地震への備えを再確認等
地震発生後 ２週間以降	通常の生活	通常の生活	通常の生活

住民事前避難対象地域の立地する学校の対応について

地 域 区 分	学校において計画等に記載すべき事項	学校における留意事項
住民事前避難対象地域	○ 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。	○ 住民事前避難対象地域に位置する学校は、避難指示等が発令された場合、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業等の適切な対応をとる。

（３）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

- ・平時からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）

（４）南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

- ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

4 具体的な防災対応

平時からの防災への備えの事例（例）

- ・ 安否確認手段の確認
- ・ ロッカー等の固定・落下防止対策の確認
- ・ 非常持出品の確認
- ・ 情報収集機器の動作確認
- ・ ハザードマップの確認
- ・ 発災時の職員の役割分担の確認など
- ・ 避難場所・避難経路の確認
- ・ 避難誘導手順の再確認
- ・ 避難訓練の実施
- ・ 出火・延焼防止に係る装備の確認
- ・ 保護者との連絡手段の取り決め
- ・ 児童生徒の引き渡しについて
- ・ 児童生徒を学校に留め置いた時の備蓄・装備の確認

施設設備等点検（例）

- ・ 主要設備の点検
- ・ 転倒・落下物の危険箇所の点検

児童生徒等及び職員の安全確保（例）

- ・ 通学路の危険箇所の確認、登校に係る交通機関の運行状況の確認
- ・ 通常どおりの活動をした場合に生命に危険が及ぶ場合には、避難指示等に従い避難
- ・ 屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・ 危険なところにはできるだけ近づかない など

情報発信された場合の防災対応

揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした場合に直ちに避難できる態勢の準備

- ・ すぐに避難できる態勢の確保
避難に身を守るもの（防災頭巾やヘルメット等）を身近に置いておく。
- ・ 非常持出品の常時携帯
非常持出品を常時携帯するか、すぐに持ち出せるように一か所にまとめておく。

想定されるリスクからの身の安全を確保するための備え

- ・ 揺れによる倒壊への備え
先発地震で倒壊した建物や壊れやすいブロック塀等に近づくときには倒壊するリスクを意識する。
- ・ 土砂災害等への注意
先発地震により、土砂崩れの危険性が高まっている場所や地震発生後の津波からの避難が困難な地域に学校等が立地している際はリスクを想定し、速やかに避難できるようにする。

地震発生時に確実に身を守る行動をとるための備え

- ・ 緊急情報の取得体制の確保
- ・ 平時からの備えの再確認

北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信

北海道・三陸沖でM7.2の地震が発生し、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された

1 北海道・三陸沖後発地震注意情報について

北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでM7.0以上の地震が発生した場合に情報が発信される。

本県で情報発信に伴い防災対応をとるべきエリア

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町

2 発信時の対応ポイント

基本的な考え

- ・先発地震発生後、特に1週間程度は平時よりも巨大地震の発生に注意する。
- ① 平時から地震への備え（事前防災対策）を徹底した上で注意情報が発信された場合には、地震への備えを再確認する。
- ② 直ちに避難できる準備等を徹底する。

情報発信時の学校の対応

- ・教育委員会及び防災部局と連絡を密にとり、後発地震の発生に備える。
- ・児童生徒に対して「平時からの地震への備え」や「情報発信された場合の防災対応」の再確認を、各教科、特別活動及び総合的な学習（探究）の時間等で指導するとともに、保護者に対しても周知する。

3 具体的な防災対応

平時からの地震への備えの再確認（例）

- ・安否確認手段の確認
- ・ロッカー等の固定・落下防止対策の確認
- ・非常持出物品の確認
- ・情報収集機器の動作確認
- ・ハザードマップの確認
- ・発災時の職員の役割分担の確認など
- ・避難場所・避難経路の確認
- ・避難訓練の実施
- ・避難誘導手順の再確認
- ・出火・延焼防止に係る装備の確認
- ・保護者との連絡手段の取り決め
- ・児童生徒の引き渡しについて
- ・児童生徒を学校に留め置いた時の備蓄・装備の確認

施設等設備等点検（別）

- ・ 主要設備の点検
- ・ 転倒・落下物の危険箇所の点検

児童生徒等及び職員的安全確保（例）

- ・ 通学路の危険箇所の確認、登校に係る交通機関の運行状況の確認
- ・ 通常どおりの活動をした場合に生命に危険が及ぶ場合には、避難指示等に従い避難
- ・ 屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・ 危険なところになんとか近づかない など

情報提供された場合の防災対応

揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした場合に直ちに避難できる態勢の準備

- ・ すぐに避難できる態勢の確保
避難に身を守るもの（防災頭巾やヘルメット等）を身近に置いておく。
- ・ 非常持出品の常時携帯
非常持出品を常時携帯するか、すぐに持ち出せるように一か所にまとめておく。

想定されるリスクからの身の安全を確保するための備え

- ・ 揺れによる倒壊への備え
先発地震で倒壊した建物や壊れやすいブロック塀等に近づくときには倒壊するリスクを意識する。
- ・ 土砂災害等への注意
先発地震により、土砂崩れの危険性が高まっている場所や地震発生後の津波からの避難が困難な地域に学校等が立地している際はリスクを想定し、速やかに避難できるようにする。

地震発生時に確実に身を守る行動をとるための備え

- ・ 緊急情報の取得体制の確保
- ・ 平時からの備えの再確認

9 感染症の発生

(1) 感染症疑いの生徒の発生

- ・発見した教職員は、当該生徒の症状を確認し、管理職に報告。
- ・当該生徒にマスクを着用させる。また、対応に当たる教職員を限定し、ゴム手袋やマスクを着用する。その際に、当該生徒になるべく直接触れない。
- ・当該生徒を他の生徒から隔離し、空き教室等で休ませる。
- ・担任等から保護者に連絡し、医療機関への受診を勧める。(過度の不安を与えないように配慮する。)
- ・感染拡大防止対策として、吐しゃ物の適切な処理方法や教室の適切な換気方法を教職員に周知・徹底し、生徒へは咳エチケットや手洗いの励行を行う。

(2) 感染症と判断された場合の関係機関への連絡と連携

- ・市教育委員会、学校医、山武健康保健センターに報告し、指示を受ける。
- ・感染症の種類により、山武健康保健センターが行う健康調査や消毒への協力。

(3) 情報の収集

- ・全校の欠席状況や理由、出席生徒の健康把握、早退者の状況を確認する。
- ・当該生徒の状況と似た健康状態の生徒がいるかどうかの把握。
- ・市教育委員会に連絡し、市内の他の学校における状況や地域における感染症の流行等について確認。

(4) 事後の対応

- ・市教育委員会に、経過と現状について報告する。
- ・当該生徒について、症状により学校医等による出席停止の確認をする。
- ・山武健康福祉センターの要請で、当該生徒の健康診査等が必要な場合は、保護者に対して文書により協力を依頼する。
- ・集団感染や感染拡大が予想される場合は、臨時休業に係る休業期間等について市教育委員会や山武健康福祉センターと協議する。臨時休業等の情報は、管理職より保護者に適切に提供し、理解を得るようにする。
- ・報道機関からの取材に対しては、管理職に窓口を一本化する。未確認事項の即答は避け、被害者や保護者の意向を踏まえた客観的な事実のみ回答する。その際、生徒・保護者・教職員のプライバシーに配慮する。

※インフルエンザについて

- ・生徒は、発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日経過するまでは、出席停止とする。
- ・インフルエンザについては、家庭で上記出席停止期間を確認し、保護者が治癒証明書を記載し、登校再開日に担任へ提出する。
- ・治癒証明書については、何らかの方法で家庭に届けるか、またはホームページからダウンロードできることを伝える。
- ・担任は出席停止期間を治癒証明書により確認し、養護教諭に提出する。
- ・インフルエンザ症状（インフルエンザ様症状も含め）の生徒が、学級・学年において 20%、学校においては 15% に達する恐れのある、または達した場合、学校医との協議の上で原則として臨時休業（学級・学年・学校閉鎖）を行う。
- ・臨時休業中は、原則として家庭訪問以外の方法（タブレットや電話等）で生徒の健康観察を実施し、学習の保証については家庭で自主学習ができるプリントや課題等とする。
- ・臨時休業後は、予定されていた学年・学校行事については延期や中止を検討する。また、部活動についても学校内外での活動を必要に応じて自粛する。

【職員の服務について】

- ・インフルエンザにより臨時休業とした場合、原則通常の服務とする。
- ・本人が罹患した場合は、療養休暇とする。

※新型コロナウイルス感染症について

- ・生徒が感染した場合、または感染するおそれのある場合にも校長の判断により「出席停止」の措置を講じることができる。
- ・療養期間は、「発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間」を出席停止との期間とする。
- ・新型コロナウイルス感染症については、家庭で上記出席停止期間を確認し、保護者が治癒証明書を記載し、登校再開日に担任へ提出する。
- ・治癒証明書については、何らかの方法で家庭に届けるか、またはホームページからダウンロードできることを伝える。
- ・担任は出席停止期間を治癒証明書により確認し、養護教諭に提出する。
- ・学校内で感染が広がっていると考えられる場合、学校医との協議の上、臨時休業を検討する。

【学級閉鎖】

- ・同一の学級において、複数の生徒の感染が判明した場合及びその他、設置者で必要と判断した場合。

※感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の生徒に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。

【学年閉鎖】

- ・複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

- ・複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。
- ・臨時休業中は、原則として家庭訪問以外の方法で生徒の健康観察を実施し、学習の保証については家庭で自主学習ができるプリントや課題等とする。
- ・臨時休業後は、予定されていた学年・学校行事については延期や中止を検討する。また、部活動についても学校内外での活動を必要に応じて自粛する。

【職員の服務について】

- ・新型コロナウイルス感染症により臨時休業とした場合、原則通常の服務とする。
- ・本人が罹患した場合は、県費職員は療養休暇、市職員は特別休暇とする。

10 テロ・ミサイル等

(1) 情報収集

- ・市教育委員会や市消防防災課、関係諸機関（警察、消防等）と連携し、弾道ミサイルやテロ等に関する情報を収集する。
- ・Jアラート等により緊急情報が発信された場合、市教育委員会と協議し休校や早退等の指示について確認する。

(2) Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合

【生徒が登下校中または屋外にいる場合】

- ・校地内にいる場合は、校舎内に避難する。
- ・近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難する。
- ・周囲に建物や地下室がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

【生徒が屋内にいる場合】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

【自動車内にいる場合】

- ・自動車の燃料に引火する恐れがあるため、自動車を停車させ、頑丈な建物や地下等に避難をする。
- ・周囲に建物や地下室がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

【登下校について】

- ・学校は情報収集に努め、地域の安全が確認できるまでは、自宅待機とし登校を遅らせたり、下校させずに学校に待機させたりするなど、屋外に生徒が出ている状況にならないようにする。

(3) ミサイルが着弾した場合

【屋外にいる場合】

- ・口や鼻をハンカチ等で覆いながら現場を離れ、密閉性の高い部屋か、風上に避難する。

【屋内にいる場合】

- ・窓を閉め、換気扇等を止め、目張りをして室内を密閉する。
- ・ミサイル等の種類によって対応が異なるため、テレビやラジオ、インターネット等により情報収集に努める。
- ・市教育委員会や市消防防災課等の行政指示があれば、それに従い、落ち着いて行動するよう指示をする。

1 1 台風・風水害の発生

(1) 安全確保のための防災体制

- ・生徒の安全を確保するため、適切な避難や引き渡し等の具体的な指示をする。
- ・教職員は管理分担の施設設備の破損状況の確認をし、安全対策をする。

(2) 情報の収集

- ・管理職は、テレビやラジオ、インターネット等により最新の情報を収集する。
- ・管理職は、市教育委員会や近隣小中学校と連携を取り、校内外の情報を正確に判断した上で、救護や避難の方法を決定する。
- ・教職員は、安全主任を中心に校舎内外の状況を把握し、管理職に報告する。
- ・管理職が指示を受けた教職員が、学区の家庭や事業所に連絡を取り、水害等の状況を把握する。(セブンイレブン東金インター店、セブンイレブン東金台方店、日産プリンス千葉東金店、千葉通商等)

(3) 警報発表時の対応について

「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨、暴風、暴風雪、大雪警報」が発表された場合

【登校前】

- ・午前6時までに解除された場合、平常どおりの登校。
- ・午前6時までに解除されなかった場合
 - ① 10時30分登校、3校時から授業。
 - ② 13時登校、5校時から授業。
 - ③ 休校。

【登校後】

- ・授業を繰り上げ、引き渡しによる下校を原則とする。

※市町村が発令する警戒レベルと保護者対応について

警戒レベル2・・・洪水注意報、大雨注意報等(国県)⇒保護者へメール配信

警戒レベル3・・・氾濫警戒情報、大雨洪水警報等(国県)→避難準備(市)
⇒学校待機後保護者引き渡し

警戒レベル4・・・氾濫危険情報、土砂災害警戒情報等(国県)→避難勧告(市)
⇒学校待機後保護者引き渡し

警戒レベル5・・・氾濫発生情報、大雨特別警報等(国県)→災害発生情報(市)
⇒学校待機(引き渡しを行えない状況)

(4) 対応の指示について

- ・管理職は、前ページの警戒レベルにより判断し、対応することを基本とする。
- ・管理職は、市教育委員会と連絡を取り、下校時間の繰り上げや引き渡しによる下校、臨時休校を視野に入れた日課を決定し、教職員と生徒に連絡する。その後、保護者にメール配信をする。
- ・引き渡しを行う場合、引き渡しマニュアル（次ページ以降）を活用する。
- ・水害等により校内での避難が必要な場合、直ちに特別教室棟の4階へ避難する。
1年及び2年1・2組、6・7組は音楽室。2年3組及び3年は視聴覚室。

(6) 生徒等の安全の確保

- ・自力下校をさせる場合は、担任を中心に全生徒の下校の確認をする。
- ・引き渡しによる下校と判断した場合は、生徒だけで下校をさせない。

(7) 情報の発信と共有

- ・テレビやラジオ、インターネットや市防災メール等を活用し、最新情報を収集。
- ・市教育委員会と連絡を取り、被害状況や対応を随時報告し、指示を受ける。

(8) 避難所開設を指示された場合

- ・小中学校は2次開設避難収容所となり、市の指示で震度5強以上または、風水害の被害状況により避難勧告や避難指示が発令された場合に開設される。
- ・学校に管理職がいる時間帯は、市の職員とともに開設する。夜間や休日等の場合は、鍵の保管者である市の職員が学校の門扉及び体育館を解錠し、開設する。
- ・東金市小中学校避難所運営マニュアルを活用する。（引き渡しマニュアルの次ページ以降）

(9) 事後の対応

- ・管理職は、学校施設や敷地内、通学路や地域の被害状況を把握し、今後の日程を決定する。
- ・生徒の心のケアに努め、必要に応じてスクールカウンセラーやスーパーバイザーの派遣を要請し、対応する。

○台風、複数箇所の冠水、震度5強の地震における引き渡しについての職員マニュアル

【基本的な考え】

- 以下の基準により引き渡しを行う。
- 東金市において、台風等の影響による、複数箇所の冠水、土砂災害等、通学路の安全が確保できない場合。
※警戒レベル5の「氾濫発生情報」「大雨特別警報」等が発令された場合は、引き渡しは行わず、学校待機とする。
- 震度5強の地震が発生した場合。
- 校内への不審者侵入、東金市及び隣接市町で危険な事件が発生した場合。
- その他、校長が引き渡しを必要と判断した場合。

【職員の配置】

- 担任
担任は、学級で生徒に荷物をまとめさせ、下駄箱を経由して外履きを持参させ体育館（武道場）に移動・整列させる。→保護者への引き渡しを直接行う。
- 栄養教諭
校長または教頭からの指示を受け、調理員への伝達（帰宅または校内に避難）
- 引き渡しに係わる役割分担（ ）内は学年

役割	担当者	備考	用意物
全体指揮	校長	災害対策本部長	
外部との連絡、交渉、メール配信	教頭	訓練に当たり、外渉等	トランシーバー
① 駐車場整備	(3) 2 (2) (1)	駐車場整備	必要に応じてトラロープ トランシーバー コーン2つ
正門	(3) (1)	車の誘導 正門から出る保護者（自転車、徒歩）、生徒の下校の誘導	カラーコーン 出口表示札掲示 +訓練実施中表示 出口に左折の矢印
テニスコート脇の門	(1)	車の誘導	カラーコーン 入口表示札掲示 訓練実施中表示
② 保護者受付	(1) 2 (2) 2 (3) 2 学年でA、B役を決めてください。	1. A：車で来た保護者（引き取り者）の氏名を聞き、口頭でBへ伝える。 2. B：ファイルから引渡カードを探し、サインをしてAに渡す。トランシーバーで氏名等を伝える。 (2回繰り返す) 学年名簿にチェックする。 ※トランシーバーは学年で1台。周波数はすべて同じで、学年間で放送が重ならないようにする。 3. A：引き渡しカードを保護者へ渡す。 ※B：徒歩（自転車）での来校者の対応。	・トランシーバー3台 ・学年名簿 ・引き渡しカードのコピー ・人工芝シート

		※引き渡しカードに氏名がない場合は身分証の提示をしてもらい、引き渡す。（氏名を名簿に控える。） ※道が悪くなった場合、ルートを変える。	
③ 生徒引き渡し係	(4) (2)	1 保護者（引き取り者）へ氏名を確認 2 生徒を誘導 3 引き渡し完了のサインをもらう 4 引き渡しカードを受け取る	・トランシーバー ・サイン用ペン ・コーン ・トラバー
体育館	(1) (2) (3)	※点呼をとる。 連絡のあった家庭から生徒を下校させる 読書等をさせて待たせる	トランシーバー 読書用の本
職員室での電話対応	(4) 2	避難所と連絡を取り合う	トランシーバー
救護	養護教諭	スリッパ消毒	消毒液
状況確認班	指示を受けた職員	各方面への浸水被害の状況を確認する。丘山、大和方面2名 東金、城西2名※本部長（学校）と連絡を取り合う。	携帯電話

【動き】 ※職員打合せ等で、引き渡しを伝達。生徒に連絡。

- (1) 教頭は、引き渡しをする旨を職員に伝えるとともに、メール配信で保護者に連絡をする。同時に冠水等の被害の情報提供を保護者や地域事業所（セブンイレブン東金インター店・東金台方店、日産プリンス千葉東金店、千葉通商）に求める。時系列で記録を行う。
- (2) 各部活動の顧問は直ちに活動を中止し、生徒を体育館に集合させる指示をする。体育館待機中は、落ち着いて待機する旨を指示。私語厳禁（教師含む）。
- (3) 保護者が来校した際の引き渡しについては、以下のとおりである。

【徒歩や自転車で来校した場合】

- 1 引き取り者は、正門から校内に入り、職員の誘導で昇降口の受付（図2の②）へ向かう。
※自転車は、道路側の駐輪場に停める。
※昇降口の受付へは、保健室脇から入り、校舎内をって進む。
- 2 受付（図②）で「生徒氏名・引き取り者の名前」を伝える。
- 3 職員が持ってきた引き渡しカードと、引き取り者の申し出により、本人確認を行う。
※カードに記載のない引き取り者が来校した場合
引き取り者について、保護者等を確認するとともに生徒が昇降口の受付（図2の②）において、引き取り者について、確認する。
確認が取れ次第、「4」へ
- 4 正門付近の引き渡し場所（図③）へ向かう。
- 5 引き渡し場所（図③）で、職員に名前を言い、生徒を引き取る。

【車で来校した場合】

- 1 車は、丘山方面から一方通行で進み、テニスコート脇の門から学校内に入る（図－1 参照）。
グラウンドでは到着順に図－2 の❶のように並び、職員の誘導で順番に受付（図❷）まで進む。
※踏切方面からの車については、丘山方面から一方通行で学校内に入るよう厳守。
- 2 車が受付（図❷）に到着したら、職員に「生徒氏名・引き取り者の名前」を伝える。
※保護者は、グラウンドのフィールド内（芝生部分）に次項の図の順に並び、順番に受付をする。
- 3 職員が持ってきた引き渡しカードと、本人の申し出により、本人確認を行う。
※カードに記載のない引き取り者が来校した場合
引き取り者について、保護者等に確認するとともに生徒が昇降口の受付（図2の❷）において、引き取り者について、確認する。
確認が取れ次第、「4」へ
- 4 引き取り者は、図の矢印のように車で移動し、武道館脇を通り、正門付近の引き渡し場所（図❸）へ向かう。
- 5 引き渡し場所（図❸）で、職員に名前を言い、生徒を引き取る。

（4）すべての生徒の引き渡しが終わる次第、職員室集合し打ち合わせを実施する。

図-1

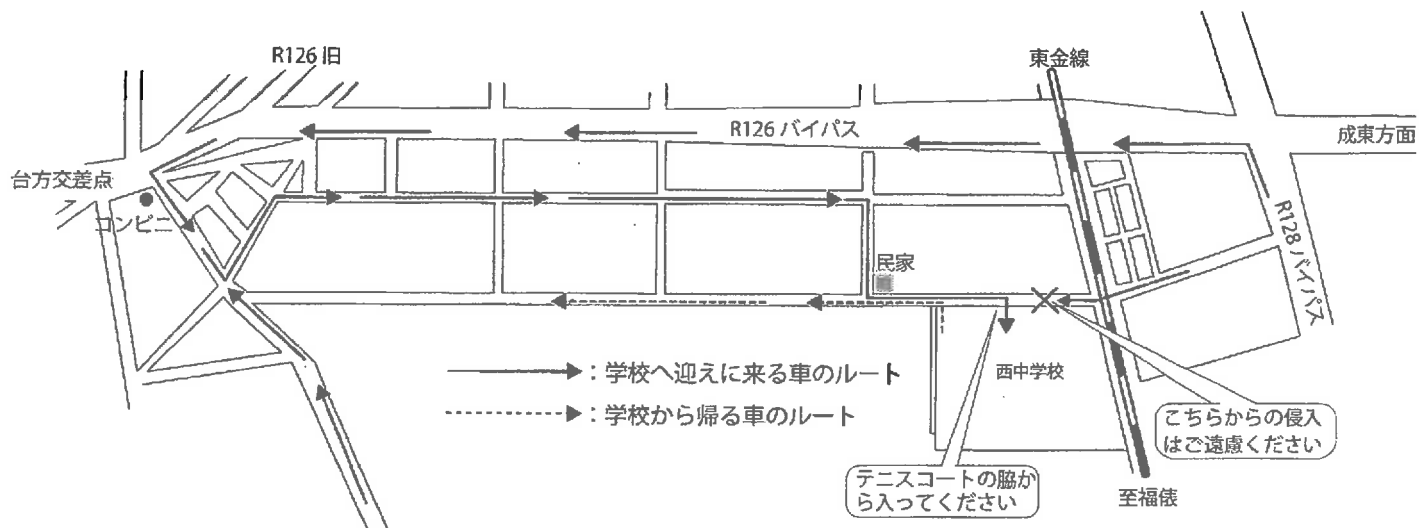
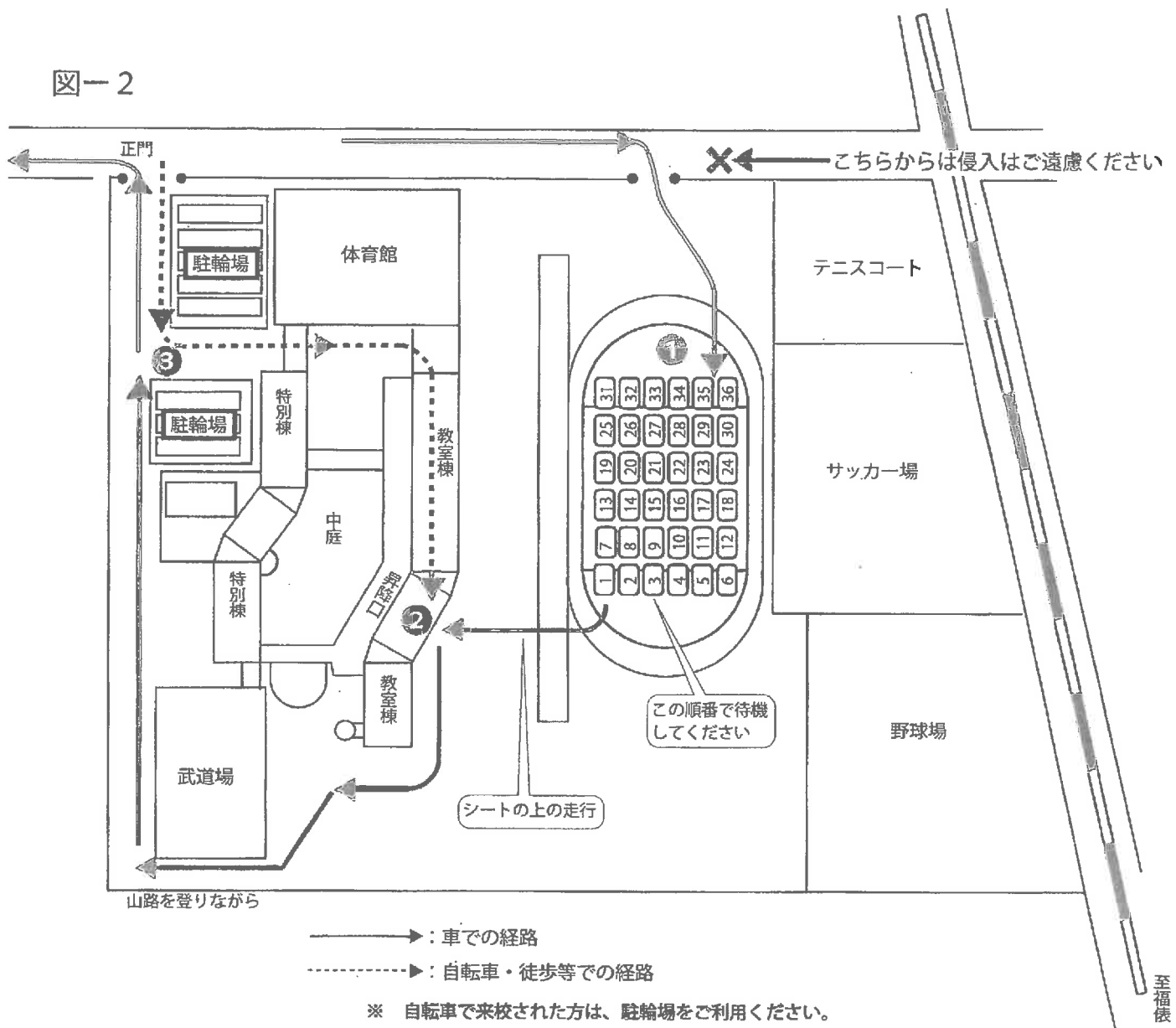


図-2



2 教職員の事故防止

(1) 交通事故（飲酒運転、速度超過）

事前の対応

- ①宴席に車で行かない
- ②宴会後の帰宅時の配車計画の作成
- ③二次会の実施…場所、参加者、時間、帰宅時の配車等を管理職に報告

事故発生からの対応

- 1 事実関係の把握（校長・教頭）
 - ①事故者の氏名、家族構成
 - ②発生時刻、場所、加害または自損、内容
 - ③事故の概要、逮捕、留置等
- 2 警察署を訪問し、事実確認後、深謝
- 3 市教育委員会へ報告（校長）
- 4 被害者（家族、病院）を訪問
 - ・見舞いと深謝（事故者、校長）
- 5 事故者留置の場合
 - ・釈放後、被害者を訪問し、見舞いと深謝（事故者、校長）
- 6 教職員への事故概要の説明及びサービスの在り方について指導（校長・教頭）
- 7 市教育委員会、教育事務所等へ報告
- 8 報道機関等の取材…窓口を一本化（教頭）
 - ※市教委と連絡を取り合う
 - ※未確認の質問への即答は避ける
 - ※発表は、客観的事実を正確に伝える
- 9 その他
 - ①生徒への説明
 - ②保護者への説明
 - ③報道機関への対応
 - ④事故者への指導（謹慎、年休）

(2) 体罰

事前の対応

- ①体罰は、いかなる事情があっても法の下に加えることができない（学校教育法第11条）
- ②体罰には、教育効果がない
- ③言葉による暴力に注意
- ④生徒の内面をよく理解して指導にあたる
- ⑤多様な指導法の習得

事故発生からの対応

- 1 体罰事故状況の正確な把握
管理職が、当該教師より事情聴取し、同時に、生徒より事情聴取。
- 2 速やかな判断と処置
けがが確認された場合→保健室で応急処置し、専門医への受診
- 3 教育委員会等関係機関へ口頭報告（校長）
- 4 全職員へ概要の周知
 - ①体罰は許されないことについて指導（校長）
 - ②当該生徒への指導（生徒指導主事、学年主任、学級担任）
- 5 保護者への適切な対応
 - ①当該教師、学年主任、生徒指導主事による家庭訪問、状況説明
 - ②校長（教頭）が訪問→深謝
 - ③心身の回復のための対応…事実関係と原因、今後の対応、治療費等
- 6 関係機関（市教育委員会、教育事務所、県教委等）へ報告（校長）
- 7 保護者への理解を求めるため、概要説明と今後の学校経営について説明
- 8 被害者、保護者、加害者、学校との信頼回復への努力
- 9 報道機関等の取材…窓口を一本化（教頭）
 - ※市教委と連絡を取り合う
 - ※未確認の質問への即答は避け、発表は、客観的事実を正確に伝える

(3) 金銭等の管理

事前の対応

- ①集金計画の提出→起案（最終的に校長からの許可）
- ②集金の際、文書配布
- ③金銭等は、担任から会計担当に手早く渡す
やむを得ずできない場合→施錠できる金庫等に一時保管。
個人の机の引出し等に入れない
- ④会計簿に正確に記載、定期的な点検の実施
- ⑤入金、支払い等…証拠の残る形で校長の決裁を受ける（複数のチェック）

事故発生からの対応

- 1 関係者からの状況報告
 - ①関係者からの報告
 - ②発生状況の聴取
 - ③現場状況の確認
- 2 発生原因の把握
 - ・関係者の人権の保護の優先（慎重に対応）
- 3 教育委員会、警察署等の関係機関への連絡（校長）
- 4 事後措置
 - ①校長の指示による職員間での共通理解
 - ②原因究明と再発防止策の確認
 - ③関係機関への報告
…事故の経緯を簡潔かつ正確に記録
- 5 報道機関等の取材…窓口を一本化（教頭）
 - ※市教委と連絡を取り合う
 - ※未確認の質問への即答は避ける
 - ※発表は、客観的事実を正確に伝える

※詳細は、「(8) 公金及び学校徴収金等会計マニュアル」を参照のこと

(4) プライバシー保護と個人情報管理

留意事項

①個人情報の公開に関する承諾

保護者に対し、文書により学校だよりやホームページに掲載する内容の確認

②全校での情報管理

- ・外部に出す文書については、学校として保存する必要がある。
- ・共有フォルダに保存した文書及び会議等で配付した文書等も「学校保存用文書」となる。
- ・USBの持ち出しについては、市指定のUSBのみ使用可。持出簿の記入を必ず行う。

③保護者、外部からの生徒の個人情報に関する問い合わせ

→共通の認識

※教育委員会への報告、適切な指導を受けながら対応

※守秘義務、プライバシー保護の重要性の共通理解

※必要に応じて直接会って話をするなど誠意ある対応

※窓口になる職員（教頭）を決め、職員間での共通理解

事故発生からの対応

- 1 相手（該当者）の要望を慎重に丁寧に聞く
- 2 校長、教頭に事実を報告
- 3 場合により、校長、教頭が教育委員会へ報告
- 4 教頭（担当者）を通して相手に回答
- 5 教育委員会へ報告
 - ※教育委員会と連携しながら慎重に対応
 - ※全職員による情報の共有化

【プライバシーの問題が発生する恐れがある場合】

- ①学校、学年、学級だより等の保護者・外部に文書を出すとき
- ②指導要録、健康観察記録、調査書等の生徒に関する情報の開示請求及び生徒の事故報告書の開示請求があったとき
- ③週案、職員会議録、学校日誌、学校保健日誌等の開示請求があったとき
- ④保護者、外部から生徒の個人情報に関する問い合わせがあったとき

(5) 個人情報の管理・漏洩防止

事前の対策

①個人情報の持ち出し禁止

- ・やむを得ず持ち出す場合…最小限とし、管理職の許可を得る

②校務用パソコン以外のパソコンやUSB等外部記録媒体を使用する場合

- …必ずパスワードを設定（校内USB3個（各学年用）のみ持ち出し可能）

③ノートパソコン…校務用パソコンを必ず使用、専用ロッカーに施錠して保管

事故発生からの対応

1 状況把握と対応

- 事態を把握した教員は、直ちに校長に報告→個人情報の内容等を確認

2 教育委員会へ報告、連携して今後の対応を決定

①事故の概要確認（発生日時、発見の状況、被害状況等）

②二次被害の防止策

③生徒及び保護者への対応

- ・PTA本部役員等と連携し、緊急保護者会の開催
- ・全校集会の実施…生徒への説明
- ・文書による説明、謝罪や家庭訪問の実施等

④報道機関への公表等の対応（管理職による相談窓口の設置）

3 事故処理

①スクールカウンセラー、子どもと親の相談員との連携

- …生徒の心のケアが最優先

②原因究明、再発防止策

③関係機関への報告…事故の経緯を簡潔かつ正確に記録

【個人情報に関する問題が発生する恐れがある場合】

①学校、学年、学級だより等の保護者・外部に文書を出すとき

②指導要録、健康観察記録、調査書等の生徒に関する情報の開示請求及び生徒の事故報告書の開示請求があったとき

③週案、職員会議録、学校日誌、学校保健日誌等の開示請求があったとき

④保護者、外部から生徒の個人情報に関する問い合わせがあったとき

⑤電子記録媒体の持ち出しをしたとき

○USBメモリの持ち出しについて

職員共有パソコンでUSBメモリを使用する際の運用について

USBメモリ（以下、「USB」とする）等の電磁的記録媒体の扱いについては、情報セキュリティの観点から、適切な使用・管理が必要であり、昨今では、個人情報が入った電磁的記録媒体の紛失で職員に懲戒処分が下された事案が度々取りざたされている。当然ながら、USB等の持ち出し行為によって個人情報の漏洩やウイルス感染のリスクが懸念されることから、今回は電磁的記録媒体の中でもデータの移動が容易なUSBの使用に関して、下記のルールを設定することとする。また、既に管理職及び事務職員の校務用パソコンについてはUSBが使用できる設定となっているため、今回は職員共有パソコンにおいて本ルールを運用することとする。

（電磁的記録媒体…通信機器や情報システム等に内蔵された記録媒体、USBメモリ、DVD、ブルーレイディスク、SDカード等の可搬記録媒体）

（１）USBの規格について

使用するUSBには、万が一紛失した際に、第三者からデータの抜き取り等を防止するため、パスワードをつけたデータを入れること。

また、データには必ずパスワードを設定するものとし、パスワード設定の際は、他者から推測されやすいもの（短すぎる、数字のみなどの単純なパスワード）は避けること。

（２）USBの管理について

ア 職員共有パソコンで使用できるUSBは学年1本までとし、USBを職員共有パソコンに登録して使用するものとする。（登録したUSB以外は使用できない設定を職員共有パソコンに施す。）また、職員個人所有のUSBの使用は不可とする。職員共有パソコンへの登録は教育委員会（教育総務課庶務係）が行うものとし、学校は独自でパソコンの設定を行わないこと。また登録したUSBに変更等が生じた場合は教育総務課へ申し出ること。なお、使用するUSBに関して、教育委員会から使用の中止等の指示があった場合は従うこと。

イ USBを学校から外部に持ち出す場合は必ず管理職（校長もしくは教頭）の確認を得ると共に学校保管の帳簿（持ち出し簿）に記入すること。本来USBの持ち出しは情報セキュリティ・個人情報の取扱い上、望ましくないが、職務上やむを得ず学校外に持ち出す場合は、個人の責任のもと、紛失等には細心の注意を払うこと。

また、当該USB内に保存されているデータを他のUSB等電磁的記録媒体及び校務用パソコン以外のパソコン・タブレット等電子機器に保存した場合、当該データは使用後に必ず消去し、データを他の電磁的記録媒体及びパソコン等電子機器に残さないこと。

ウ USBの保管について、使用时以外は必ず鍵付きのキャビネットやロッカーで保管をすること。

(3) その他

その他、本運用方法に定めのないことについては、教育委員会に相談の上、指示を仰ぐこと。

○紙媒体による個人情報の持ち出しについて ※R5年度訪問の指導により記載

(1) 紙媒体による個人情報

- ・テスト（小テスト・単元テスト・定期テスト等）の回答用紙、感想文等、家庭訪問資料、名簿等の個人情報が含まれる紙媒体

(2) 紙媒体による個人情報の持ち出し

紙媒体の個人情報を学校から外部に持ち出す場合は、必ず管理職（校長もしくは教頭）の確認を得ると共に、学校保管の帳簿（持ち出し簿）に記入すること。本来、個人情報の持ち出しは情報セキュリティ・個人情報の取扱い上、望ましくないが、職務上やむを得ず学校外に持ち出す場合は、個人の責任のもと、紛失等には細心の注意を払うこと。

(6) セクシャル・ハラスメント

①生徒の人権侵害

教職員と生徒の間におけるセクハラは、指導する側とされる側という関係のもと、生徒は拒否しがたく逃れられない状況のもとで起きることが多い

②セクハラに当たるかどうかは相手の受け止め方による

性に関する言動に対する受け止め方は、個人や性別で差がある

③日頃から相談しやすい環境整備

セクハラを受けた被害者が相談できる方策の周知徹底(セクハラ相談窓口等)

④意識の向上

セクハラ防止の為の方策を講じる。職員研修、モラールアップ委員会の実施

事故発生からの対応

1 セクハラ事故防止状況の正確な把握

管理職は、当該教師から事情聴取し、その後、生徒から事情聴取

2 速やかな判断、当該生徒へのケア

・教頭、養護教諭、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員

3 教育委員会等関係機関へ口頭報告(校長)

4 全職員へ概要の周知とセクハラは許されないことについて指導(校長)

5 保護者への適切な対応

①当該教師、学年主任、生徒指導主事による家庭訪問、状況説明

②校長(教頭)が訪問→深謝

③心身の回復のための対応…事実関係と原因、今後の対応、治療費等

6 関係機関(市教育委員会、教育事務所、県教委等)へ報告(校長)

7 保護者への理解を求めるため、概要説明と今後の学校の対応について説明

8 被害者、保護者、加害者、学校との信頼回復への努力

9 報道機関等の取材…窓口を一本化(教頭)

※市教委と連絡を取り合う

※未確認の質問への即答は避け、発表は、客観的事実を正確に伝える

(7) わいせつ

【わいせつ行為による被害、具体例】

- ①生徒が下校途中無理矢理車に乗せられ、車内でわいせつ行為をされた
- ②生徒が下校途中、痴漢に襲われた
- ③生徒がメールで知り合った相手にホテルでいかがわしい行為をされた

【留意事項】

- ・危険を回避できる力の育成
- ・誰にでも悩みを話せる生徒と教職員の良好な人間関係の構築
- ・被害生徒への共感的理解に基づいた指導、支援

事故発生からの対応

1 緊急対応

- ・被害生徒保護…被害生徒を保護するため教職員を複数現場へ派遣
- ・保護者へ連絡…動揺させないように配慮、事実を正確に伝える

2 関係機関等へ連絡

- ・警察へ通報…警察と連携し、事実確認
- ・救急車等要請…けがの状況確認
- ・市教委へ連絡…第一報を入れる（教頭）
- ・近隣校へ連絡…痴漢出没等の場合、近隣校へ連絡し二次被害を防ぐ

3 管理職及び教職員協議

- ・緊急対策会議開催…事故状況を報告、対応策の検討
- ・保護者意向の確認…秘密保持の徹底
- ・緊急職員会議開催…全教職員が対応策を検討、共通理解を図り、役割分担し対応

4 被害生徒、保護者へ支援

- ・誠意ある対応…学校の方針、保護者の意向が十分反映されるよう連絡を密にする
- ・警察へ被害届…決定を保護者の意思に委ねる

- 5 被害生徒へ指導・援助
 - ・ 共感的理解に基づく指導・支援
 - ・ 被害生徒の心傷を十分配慮
 - ・ 共感的理解に基づいた本人の立ち直りを支援
 - ・ 養護教諭やスクールカウンセラー、子どもと親の相談員を中心にケア
- 6 他の生徒へ指導
 - ・ 全校集会等開催…他の生徒が落ち着いて生活できるように配慮した指導
 - ・ 対応策に則り、全校生徒に対し性被害に遭わないよう指導
 - ・ プライバシー保護の徹底
- 7 全保護者へ協力依頼
 - ・ 協力依頼の具体的内容…通学路の安全確保
携帯電話やインターネット等における事件・事故に関すること
 - ・ 重大事故等の場合…PTA本部役員に連絡し、緊急役員会開催
臨時PTA総会の開催を検討、実施の場合の運営準備
 - ・ 秘密保持の徹底
- 8 関係機関と連携した事後指導
 - ・ 性教育の指導
 - ・ 病院、児童相談所等関係機関との連携強化
 - ・ 被害生徒への継続的な心のケア
- 9 報道機関等の取材…窓口を一本化（教頭）
 - ※市教委と連絡を取り合う
 - ※未確認の質問への即答は避ける
 - ※発表は、客観的事実を正確に伝える

(8) 公金及び学校徴収金等会計事務処理について

東金市立西中学校 公金及び学校徴収金等会計事務処理について

1 留意事項

- (1) 一会計ごとに独立させる。会計ごとに適切に管理する。各会計間の貸借は、禁止。
- (2) 各年度の支出は、当該年度の収入により賄うこと。
- (3) 原則、現金は保管しないで、速やかに金融機関に預金する。通帳は、金庫に保管する。
- (4) 金銭の収支は全て現金出納簿に記載する。その際、複数の者によるチェック体制を確立し、定期的に「出納簿」「通帳」「領収書」等の適合を行うこと。
- (5) 教育活動のために徴収する以上、教育効果をあげるように努める。
- (6) 職員と業者の癒着という疑義が生じないようにすること。
- (7) 宿泊を伴う行事、卒業アルバム等高額な事業については、数社に見積をと
り、業者選定を慎重かつ公正に行うとともに、保護者の理解を得て、経済
的負担の軽減に努めること。
- (8) 予算及び決算は、保護者に対して十分な説明と確実な報告を行うこと。
- (9) 全ての収支が終了後、速やかに決算を行う。最終学年においては卒業証書
授与式までに行い、他の学年は年度末までに行う。この際、校長・教頭が
確認、校長が決裁し、保護者に対して会計報告を校長名で行う。返還金
がある場合は、できるだけ口座振込が望ましいが、現金の場合は必ず受領書
を徴すること。
- (10) 取り扱う会計のすべてにおいて慎重に取り扱い透明性を図り、生徒・保
護者・住民に納得いく効果的な執行に努める。

(9) 教職員等による児童生徒性暴力等

【教職員等による児童生徒性暴力等の被害、具体例】

- ①性交、性交類似行為
- ②わいせつな行為
- ③プライベートゾーンへの接触

【留意事項】

- ・教職員等の「生徒の人権を尊重し、性暴力等を起こさない意識」の醸成
- ・管理職による定期的な注意喚起、不適切な行為への継続的な指導
- ・生徒の人権を尊重し、安全確保を最優先とする

事故発生からの対応

1 緊急対応

- ・被害生徒保護…被害生徒を保護するため教職員を複数現場へ派遣
客観証拠の確保、被害生徒への聞き取り
※72時間以内の緊急避妊薬の投与については要確認
※状況によって、保護者に連絡する前に医療機関に連絡
- ・保護者へ連絡…今後の対応の説明、事実の説明（動揺させないように注意）

2 関係機関等へ連絡

- ・警察へ通報…警察と連携し、事実確認
- ・救急車等要請…被害の状況確認
- ・市教委へ連絡…第一報を入れる（教頭）

3 管理職及び教職員協議

- ・緊急対策会議開催…事故状況を報告、対応策の検討
- ・保護者意向の確認…被害生徒の秘密保持の徹底
- ・緊急職員会議開催…加害教職員等を除く全教職員が対応策を検討、共通理解を図り、役割分担し対応

4 被害生徒、保護者へ支援

- ・誠意ある対応…学校の方針、保護者の意向が十分反映されるよう連絡を密にする
- ・警察へ被害届…決定を教育委員会と保護者の意思に確認し、犯罪が明らかな場合は直ちに通報する

5 被害生徒の保護・援助

- ・聞き取りは簡潔に、逐語的に行う
- ・被害の話を根掘り葉掘り聞かず、同じ話をさせない
- ・記録を取る
- ・養護教諭やスクールカウンセラー、子どもと親の相談員を中心にケア
- ・千葉性暴力被害支援センターや千葉犯罪被害者支援センターと連携する
- ・落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・トラウマ反応に関する理解
- ・被害生徒の自律性を意識した支援
- ・保護者への対応方針及び対応経過の説明（保護者も間接的な被害者）

6 他の生徒へ指導

- ・被害生徒とその保護者の同意を得られた場合
 - ①全校集会等開催…被害生徒は悪くないことを伝える
児童生徒性暴力等は許されないことを伝える
SNS 等への善意の投稿も予期せぬ結果をもたらすことを伝える
 - ②プライバシー保護の徹底

7 関係機関と連携した事後指導

- ・性教育の指導、児童生徒性暴力等への対応策の指導
- ・病院、児童相談所等関係機関との連携強化
- ・被害生徒への継続的な心のケア

8 報道機関等の取材…窓口を一本化（教頭）

- ※市教委と連絡を取り合う
- ※未確認の質問への即答は避ける
- ※発表は、客観的事実を正確に伝える

9 教職員等（加害者）の対応

- ・教育委員会と相談し、被害生徒と接しないよう自宅勤務や校外の研修を命じる
- ・事実確認を行い、必要であれば外部機関と連携をとる
- ・自暴自棄になり自殺や自傷行為を行わないように注意する